

みえ森と緑の県民税基金事業評価方法の事務局提案

(1) 委員意見と事務局提案

- ① 判定『B』の判定内容について、『十分』であれば『B』になるのは変だと思うので、『努力が認められる』などの表現の方が、総合評価の記述と整合すると思う。
- ② 判定は5段階程度にしないと優劣がつけにくく、評価も適正に反映されないので、次年度は検討の余地がある。
- ③ 『B』評価にも関わらず、改善のコメントがある。情報公開した際に疑問を持たれる可能性がある。

現行の事業評価方法

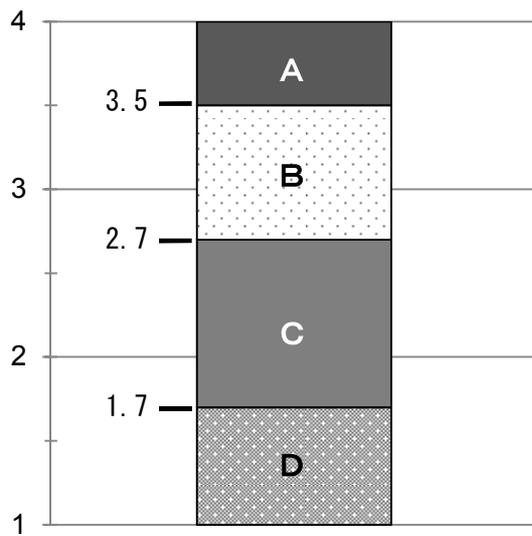
判定の種類とその内容及び点数			平均値による判定基準	
内 容	判定	点数		
取組が特に優れており、模範となり得る	A	3	$2.5 \leq X \leq 3.0$	A
現状の取り組みが十分であり、継続が妥当である	B	2	$1.5 \leq X \leq 2.4$	B
現状の取り組みに改善が必要である	C	1	$1.0 \leq X \leq 1.4$	C
判定の集計方法 1. 各委員の判定(A～C)を点数化(上表)します。 2. 10名の委員の点数を合計し、平均値をとります。 3. 平均値(右上表)により、判定(A～C)を決定します。				



事務局提案

評価の種類とその内容及び点数		評価委員会の評価と内容		
評価委員の評価と内容		評価委員会による評価基準		
内 容	評価			
取組が特に優れている	4	$3.5 \leq X \leq 4.0$	A	取組が特に優れており、模範となり得る
継続が妥当である	3	$2.7 \leq X < 3.5$	B	取組が優れており、継続が妥当である
継続は妥当であるが、さらに工夫が必要である	2	$1.7 \leq X < 2.7$	C	継続は妥当であるが、さらに工夫が必要である
現状の取組に改善が必要である	1	$1.0 \leq X < 1.7$	D	現状の取組に改善が必要である
判定の集計方法 1. 10名の委員の判定(点数)を合計し、平均値をとります。 2. 平均値(右上表)により、判定(A～D)を決定します。				

評価委員会評価の幅



- A 取組が特に優れており、模範となり得る
 - B 取組が優れており、継続が妥当である
 - C 継続は妥当であるが、さらに工夫が必要である
 - D 現状の取組に改善が必要である
-
- 4 取組が特に優れている
 - 3 継続が妥当である
 - 2 継続は妥当であるが、さらに工夫が必要である
 - 1 現状の取組に改善が必要である

(2) 評価のポイントの事務局提案

みえ森と緑の県民税基金事業の評価の視点と評価のポイント

視点	分類	評価のポイント
有効性	【事業結果が、事業の目的に照らして有効であったか。県民にとって有効であったか。】	
	事業計画	1) 優先度を判断するなど、実施の必要性、計画性が検討されているか。
		2) 多くの住民の意見を反映する手法がとられているか。
	事業内容	1) 実施にあたり、税のPR、住民への情報提供を行ったか。
		2) 住民との連携・協働の手法がとられているか。
	事業効果	1) 木材の調達にあたり地域材の使用に配慮しているか。
		2) 地域の安全・安心の確保や活性化等につながるか。
3) 教育的な取組等が実施、計画されているか。		
実施後の管理体制	1) 事業実施後の効果の持続性は確保されているか。	
	2) 事業実施後の保全手法、体制が確保されているか。	
住民の反応	1) 実施後に住民等の意見を把握するなど効果を確認しているか。	
効率性	【事業実施に要した経費は、コストをかけ過ぎることなく、効率的に執行されたか。】	
	透明性	1) 明確、適正な積算根拠や単価により実施しているか。
		2) 事業実施前に必要な情報提供が行われているか。
	公平性	1) 複数の見積り徴取や競争入札等で競争性、公平性が確保されているか。
実施方法	1) 費用に対する効果のバランスとコスト削減の工夫があるか。	
公益性（波及度）		
【事業実施に公益性があったか。事業実施によって、多くの県民が受益したり、関わりを持つといった波及効果はあったか。】		
受益対象	1) 受益人数は妥当か。	
	2) 幅広い受益（オープン性）があるか。	
多様性、発展性	1) 整備した施設等は多様な利活用が期待できるか。	
	2) 整備した施設等の利用率を高めるための工夫があるか。	
森林を支える社会づくりへの貢献度	1) 事業効果が、住民等の意識醸成につながるか。	
整備箇所の転用や目的外使用の規制	1) 税投入効果が継続されるような仕組みが確保されているか。	
支援の必要性	1) 公的関与の必要性が高いものか。	